

消費税引上げに伴う 水道利用加入金の金額変更について

○水道利用加入金の金額について

令和元年10月1日から水道利用加入金にかかる消費税が10%になります。

※給水装置工事を申し込む日により、加入金の額が異なります。

○メーター呼び径に応じた加入金の額

メーターの呼び径	現行の加入金の額 (令和元年9月30日受付分まで)	新たな加入金の額 (令和元年10月1日受付分から)
25以下(※家事用)	81,000円	82,500円
25以下(家事用以外)	162,000円	165,000円
40	1,377,000円	1,402,500円
50	2,106,000円	2,145,000円
75	5,022,000円	5,115,000円
100	8,586,000円	8,745,000円
150	19,440,000円	19,800,000円
200以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

※家事用とは、戸建住宅及び共同住宅の水道利用加入金の額

○呼び径25以下家事用の対象とは？

- 1 住宅として使用する注文住宅、建売住宅やマンション・アパート等が対象となります。
(マンションの店舗部分や雑居ビル・事務所等は対象とはなりません。)

○水道利用加入金は次の場合に必要です

- 1 新しく水道を利用するために、給水装置工事を申し込むとき。
- 2 水道メーターの呼び径を大きくする工事や、使用個数を増やす工事を申し込むとき。
- 3 住宅として使用する注文住宅、建売住宅やマンション・アパート等



横浜市水道局キャラクター
「はまピョン」

お問い合わせ先：水道局お客さまサービスセンター

TEL：045-847-6262

FAX：045-848-4281

※詳細については、所管の水道事務所から折り返し連絡します。

おかけ間違いのないようご注意ください。